

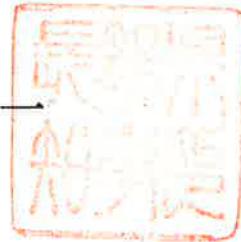
## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 長野県伊那市西春近638番地1  
 氏 名 清水解体工業株式会社  
 代表取締役 清水 初雄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

長野県知事

阿部 守一



許可の年月日 令和4年6月29日  
 許可の有効年月日 令和9年6月28日

## 1 事業の範囲

取扱う産業廃棄物の種類 (特別管理産業廃棄物を除く。)	積替 保管	※○: 取り扱うもの ○: 積替え又は保管行為を含むもの			
		石綿含有 産業廃棄物	水銀使用製品 産業廃棄物	水銀含有 ばいじん等	自動車等 破碎物
廃プラスチック類	有	○	○	—	—
紙くず	有	—	—	—	—
木くず	有	—	—	—	—
繊維くず	有	—	—	—	—
金属くず	有	—	○	—	—
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	有	○	○	—	—
がれき類	—	○	—	—	—

## 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地	種類	面積	保管上限	高さ上限
長野県伊那市西春近638番地1、同1706番地	水銀使用製品産業廃棄物(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの混合廃棄物)	0.91m <sup>2</sup>	0.4m <sup>3</sup>	—
	廃プラスチック類(廃タイヤ)	4.83m <sup>2</sup>	5.55m <sup>3</sup>	1.15m
	廃プラスチック類(塩化ビニール)	1.16m <sup>2</sup>	2m <sup>3</sup>	2m
	廃プラスチック類	30.25m <sup>2</sup>	121m <sup>3</sup>	4m
	紙くず	1.16m <sup>2</sup>	2m <sup>3</sup>	2m
	木くず①	80.4m <sup>2</sup>	100.58m <sup>3</sup>	2.5m
	木くず②	25m <sup>2</sup>	13.02m <sup>3</sup>	1.25m
	繊維くず	12m <sup>2</sup>	30m <sup>3</sup>	2.5m
	金属くず	53.05m <sup>2</sup>	46.52m <sup>3</sup>	1.9m
	金属くず(アルミ)	45.6m <sup>2</sup>	34.18m <sup>3</sup>	1.9m
	金属くず(銅)	14.18m <sup>2</sup>	20m <sup>3</sup>	1.82m
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(ボード)	30.25m <sup>2</sup>	121m <sup>3</sup>	4m
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	1.16m <sup>2</sup>	2m <sup>3</sup>	2m

3 許可の条件  
なし

(第2面に続く。)

4 許可の更新又は変更の状況  
・ 平成19年6月29日 新規許可  
・ 令和4年6月29日 更新許可

5 県内の政令市における積替え許可の有無  
市名 該当なし 許可番号 該当なし 有  無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有  無